

事務連絡
令和7年10月23日

各都道府県介護保険担当主管部（局）
各市区町村介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

老人福祉法に基づく届出等の標準様式について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく各種事業の開始等に当たっては、事業者は、各都道府県等に対して、老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）等で定められた必要な事項を届け出ることが求められています。

こうした届出については、同時に手続きが行われることが多い介護保険法に基づく申請等と比較して、各都道府県等によって様式が異なることや、紙媒体による提出が求められている等により、事業者の事務負担につながっていると指摘がありました。

こうした中、「令和6年度規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）や「令和6年度地方からの提案等に関する対応方針」（令和6年12月24日閣議決定）等を踏まえ、令和6年度厚生労働省老人保健事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」（以下、「同事業」という。）を通じて、各都道府県等が使用している様式の実態や介護保険法に基づく申請と重複する項目の把握等を行いつつ、都道府県や関係団体等による検討や都道府県等への意見聴取を行った上で、様式案を作成しました。

今般、同事業で作成された様式案を標準様式として定め、別紙のとおりお示しするので、標準様式の活用及び管内市町村や管内事業所への周知をお願いいたします。

なお、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた介護保険上の指定手続の簡素化に係る再周知について」（平成27年4月10日厚生労働省老健局高齢者支援課等事務連絡）においてお示ししたとおり、都道府県等の判断により、重複する必要書類の省略等、地域の実情に応じて手続を簡素化することは現行制度上問題ございません。

また、様式の共通化や業務負担の軽減を通じた生産性の向上を図る観点から、標準様式は、原則として都道府県等において変更を加えずにご活用いただき、押印又は署名を求めることがないようご留意願います。

なお、既に、各都道府県等が定める従来の様式を用いて届出を行っている事業所について、改めて本様式にて届出を求める必要はないことを申し添えます。

今後、都道府県等及び事業所双方のさらなる負担軽減を図るため、電子申請・届出システムにおいて、老人福祉法等に基づく届出等についても、今回お示した標準様式に基づくwebフォームでの届出が可能とすること等の改修を行う方向で検討を進めており、

改修を行った場合には、改めて周知をさせていただきます。

なお、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年までにオンライン化する方針が決定している約12,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する」とこととされていることや、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、「国民の利便性の向上につながる行政手続から優先的に、オンライン化、行政機関間の情報連携等による添付書類の省略及び既存の情報システムにおける利便性向上に必要な情報システムの整備を行う。「すぐ使えて」、「簡単」で、「便利」な行政サービスの実現を目指す。」ことが求められていることを受け、必要な取組を進めているところです。そのため、老人福祉法に基づく届出等についても電子メールの利用等、オンラインの活用を原則としていただく旨ご了承くださいますようお願いいたします。

(以上)

【別紙】標準様式（一覧）

No.	様式番号	様式・付表名
1	様式第一号（一）	老人居宅生活支援事業 事業開始の届出書
2	様式第一号（二）	老人福祉施設 設置の届出書
3	様式第一号（三）	養護老人ホーム 設置認可の申請書
4	様式第一号（四）	特別養護老人ホーム 設置認可の申請書
5	様式第一号（五）	老人居宅生活支援事業 変更届出書
6	様式第一号（六）	老人福祉施設 変更届出書
7	様式第一号（七）	老人居宅生活支援事業 廃止・休止届出書
8	様式第一号（八）	老人福祉施設 廃止・休止・入所定員の減少・増加届出（認可申請）書
9	付表第一号（一）	養護老人ホームの設置の届出に係る記載事項
10	付表第一号（二）	特別養護老人ホームの設置の届出に係る記載事項
11	付表第一号（三）	有料老人ホームの設置の届出に係る記載事項

【様式の掲載先】

[介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請導入 | 厚生労働省](#)

（参考）二次元コード

